



令和6年12月20日

令和6年度日本語教員試験実施結果をお知らせします

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）に基づき実施した令和6年度日本語教員試験の結果等は次のとおりです。

- | | |
|---------------------|--------------------------------------|
| 1 試験日 ^{※1} | 令和6年11月17日（日） |
| 2 試験地 ^{※1} | 8地域 |
| 3 合格発表日 | 令和6年12月20日（金） 14時 |
| 4 合格発表 | 日本語教員試験システムを通じて受験者に通知し、合格者には合格証書を交付。 |
| 5 受験者 | 17,655人 |
| 6 合格者 ^{※2} | 11,051人 |
| 7 合格率 | 62.6% |

※1 JR函館線での列車運休により受験困難となった受験者、及び音量調整トラブルの影響があった受験者のうち希望する者を対象とする再試験は、12月8日（日）に北海道、東京地域において実施。再試験の受験者は613人。

※2 「合格者」には経過措置による全試験免除者を含む。また、経過措置による試験免除者のうち、出願時点で試験免除要件である課程修了等が「見込」である者については、試験免除要件を満たすことを証する書類が令和7年4月30日までに提出された者に対して、合格証書を交付する。なお、当該期日までに必要書類の提出がなかった場合、合格は無効となる。

<担当> 総合教育政策局日本語教育課
nihongo-shiken@mext.go.jp

1 日本語教員試験とは

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律により、認定日本語教育機関において日本語教育課程を担当する者は、登録日本語教員でなければならないこととされています。また、国家資格である登録日本語教員となることにより、日本語教育を行うために必要な知識・技能及び実践的な技術を習得していることを示すことができます。

登録日本語教員になるには、日本語教員試験に合格し、登録実践研修機関が実施する実践研修を修了することが必要です。なお、令和11年3月31日までの間において、一定の資格又は実務経験を有する者については試験免除や実践研修免除などの経過措置が設けられています。

2 試験免除状況別内訳等

	受験者数	合格者数	合格率 (%)
全試験受験者 (A)	3,947	366	9.3
基礎試験免除者 (B)	7,750	4,727	61.0
全試験免除者	5,958	5,958	—
(A)と(B)の合計	11,697	5,093	43.5

3 資格取得ルート別内訳^{※1}

		受験者数 (A)	基礎試験 合格者数	応用試験 合格者数 (B) ^{※2}	合格率 (B/A) (%)
試験ルート		3,681	323	322	8.7
養成機関ルート		令和6年度の試験の出願時点では登録日本語教員養成機関が存在しないため、該当者なし。			
経 過 措 置 ^{※1}	Cルート (現職者に限らず必須の50項目に対応した課程修了者)	5,530	免除	3,365	60.8
	D-1ルート (現職者のうち必須の50項目対応前の課程修了者①)	1,539	免除	928	60.3
	D-2ルート (現職者のうち必須の50項目対応前の課程修了者②)	681	免除	434	63.7
	E-1ルート (現職者のうち民間試験に合格した者①)	1,228	免除	免除	—
	E-2ルート (現職者のうち民間試験に合格した者②)	4,730	免除	免除	—
	Fルート (上記以外の現職者)	266	44	44	16.5

※1 「資格取得ルート」、「経過措置」の詳細は別紙を参照。

※2 基礎試験が不合格の者は、応用試験を受験しても採点されないため除いている。

養成機関ルート

登録実践研修機関と登録日本語
教員養成機関の登録を受けた
機関で課程を修了する方※

- ・大学等(26単位～)
- ・専門学校等(420単位時間～)

基礎試験 免除

応用試験

実践研修

(養成課程と一体的に実施)

登録日本語教員養成機関の
登録を受けた機関で
課程を修了する方※

- ・大学等(25単位～)
- ・専門学校等(375単位時間～)

基礎試験 免除

応用試験

実践研修

@登録実践研修機関

試験ルート

基礎試験

応用試験

実践研修

@登録実践研修機関

登録日本語教員

※ 応用試験の受験や実践研修の受講に当たっては、修了見込みでも可能とし、登録日本語教員の登録までに修了を求めることを想定。

登録日本語教員の資格取得に係る経過措置

経過措置期間

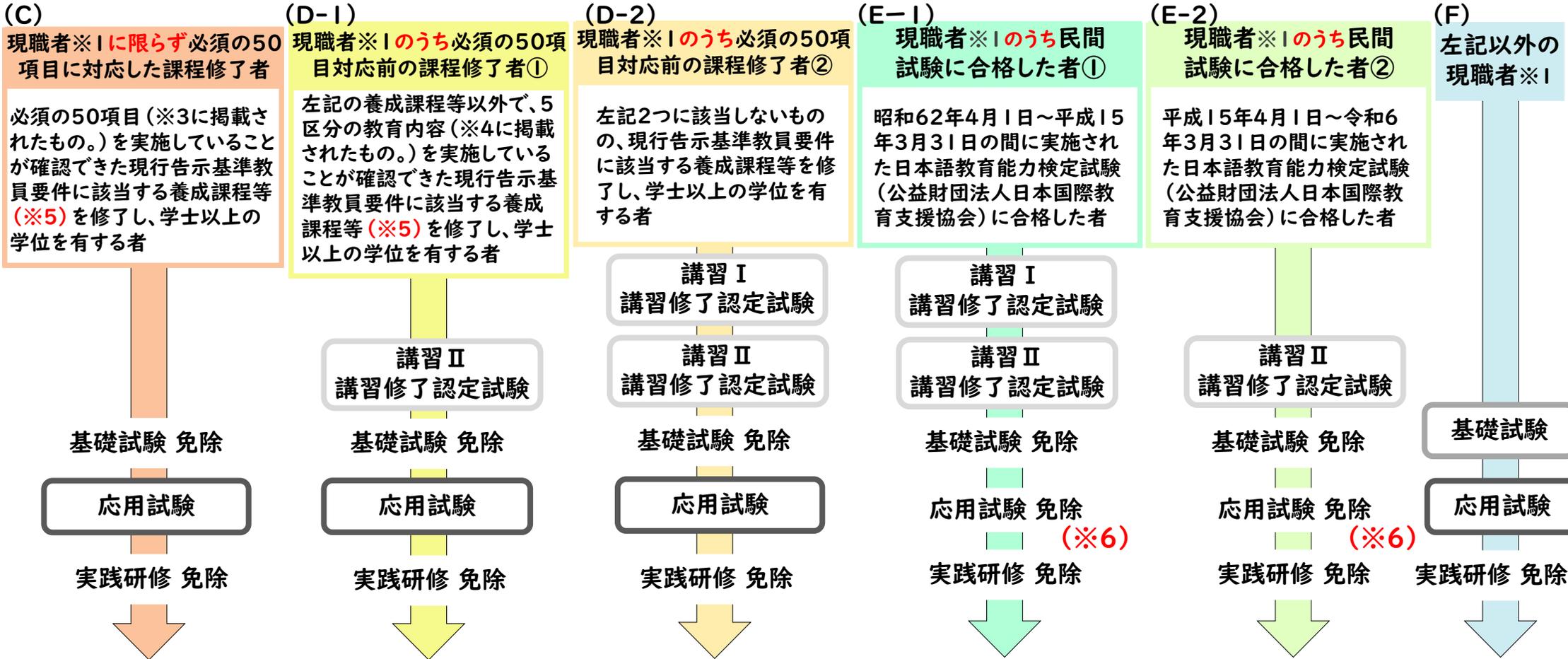


文部科学省

令和6年4月1日～
令和15年3月31日まで※2

令和6年4月1日～令和11年3月31日まで

※1 平成31年4月1日（法施行5年前）～令和11年3月31日（法施行5年後）の間に法務省告示機関で告示を受けた課程、大学、認定日本語教育機関で認定を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関（認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程）で日本語教員として1年以上勤務した者



登録日本語教員

※2 経過措置期間は原則として法施行後5年（令和11年3月31日）までとするが、現行の養成課程を実施する大学等が登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の登録を受ける前に在籍する学生等への配慮として、大学等の準備が遅れ、5年の経過措置期間が終了した直後の令和11年4月1日より登録機関としての実践研修・養成課程が開始された場合を想定し、それ以前から在籍した学生等が経過措置を受けられるよう、大学の修業年限が4年であることを踏まえ、原則である5年に4年を加え、50項目に対応した課程の修了者への経過措置の期間を令和15年3月31日までとする。

※3 日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版（平成31年3月4日）文化審議会国語分科会 ※4 日本語教育のための教員養成について（平成12年3月30日）日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議

※5 (C) 及び (D-1) の養成課程等については令和5年度中に文部科学省が確認を行い、それぞれの養成課程等の一覧を令和6年7月31日にHPで公開。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/pdf/94091201_01.pdf

※6 基礎試験と応用試験が両方免除される場合にも、試験に出願し、免除の判断を受け、合格証書を取得することが必要。